

南関町社会体育施設等指定管理者申請に関する 「Q & A」について

	資料の種類	項目等
	募集要領	経理区分
Q 1 :	「その他の業務に係る経費」について、例えば自主事業で行う新たな教室の受講料などは、それに該当するのか。	
A 1 :	該当します。自主事業を含む、その他事業収入も区分して整理をしてください。	
	募集要領	指定管理料の精算
Q 2 :	施設利用に伴う、使用料減免・免除の判断は、どのように行うのか。また、10月のスポーツ推進月間の使用料免除も継続か。免除継続の場合、使用料の補填はあるのか。同期間は利用者増が見込まれ、通常月より管理経費増が見込まれる。	
A 2 :	指定管理者による運営・管理開始からの施設使用料を利用する団体（市町村を含む）や利用対象者（児童・生徒など）によって、減免の判断となります。10月のスポーツ推進月間は、町の推進事業として継続と考えます。また、使用料は、これまでの免除ではなく、減免と考えます。補填はしません。	
	募集要領	指定管理料の精算
Q 3 :	現在、使用しているチケットでの支払いは継続されるのか。	
A 3 :	令和6年度からの社会体育施設等におけるチケット支払いは廃止の予定です。ただし、小中学校施設は、継続してチケット支払いとします。（現金取扱不可）	
	仕様書	（2）独自事業
Q 4 :	保健所等の申請、食品衛生責任者を配置し、許可を取った場合、飲食を伴うイベントを開催してよいか。	
A 4 :	開催可。ただし、施設及び利用者等の安全が認められる判断したとき。	
Q 5 :	施設を活かした飲食を伴う交流会・懇親会等を主催として開催することは可能か。（花見・バーベキュー等）	
	仕様書	（2）独自事業
A 5 :	社会体育施設は、火気厳禁である。火気等を使用しないものであれば開催可能。	
	農業就業改善センター管理規則	P. 51
Q 6 :	農業就業改善センター館長は、現在どなたが就かれているのか。今後の取扱いはいかがか。	
A 6 :	現在、館長不在。今後の取扱いとしても館長不在と考えます。	
	仕様書	P. 56（1）
Q 7 :	B&G職員に対する管理運営の研修で、具体的に資格取得が必要なものはあるか。また、現在、どのような研修に参加しているのか。	
A 7 :	<p>以下の内容が必須となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター・インストラクター（期間：約1ヵ月半、場所：沖縄県本部町） ・リーダー研修（期間：1泊2日、場所：県内B & Gセンター） ・県総会（期間：1日、場所：熊本市内） ・南九州ブロック総会（期間：1泊2日、場所：南九州内） ・県スポーツ大会（期間：1日、場所：県内B & Gセンター） ・南九州ブロック大会（期間：1～2日、場所：南九州内B & Gセンター） ・全国指導者総会（期間：2泊3日、場所：東京都 ※3年毎に開催） ・県担当者会議（年間：6回程度、場所：県内B & Gセンター） 	

	仕様書	P. 56 (3)
Q 8 :	植栽管理について、受託前に不要と思われる植栽の伐採は協定前に協議の上、行政側で整備可能か。	
A 8 :	可能です。	
	仕様書	P. 56 (6)
Q 9 :	事業報告 日常の業務日誌はデータでの記録でよろしいか。	
A 9 :	構いません。ただし、事業報告は紙媒体でお願いします。	
	仕様書	P. 58 (6)
Q10 :	今後の維持管理費獲得のためのネーミングライツ制度の導入は可能か。	
A10 :	今回の指定管理では、ネーミングライツ制度導入はしません。次回の選定時に検討する予定です。	
	仕様書	P. 58 (7)
Q11 :	自動販売機の設置に関して見直しを図って良いか。	
A11 :	構いません。ただし、B & G海洋センターに設置している自動販売機については、南関町身体障害者福祉協議会と協議してください。	
	仕様書	P. 58 (7)
Q12 :	申請書の提出先は町のままなのか、指定管理者になるのか。指定管理者の場合、様式は変更しても良いのか。	
A12 :	申請書の提出先は、指定管理者となります。申請書様式等は、条例改正及び指定管理者と協議のうえ、変更となります。	
	仕様書	P. 58 (7)
Q13 :	災害時の際、避難所の開設がされた場合、鍵の開閉やその時に係る人件費はどうなるのか。	
A13 :	避難所開設の場合、行政職員の対応となるため、指定管理者の対応はありません。	
	仕様書	P. 63 別紙
Q14 :	B & G海洋センターでの新聞購読料は必須であるか。	
A14 :	必須ではありません。	
	仕様書	P. 63 別紙
Q15 :	B & G海洋センター役務費 傷害保険をB & Gプールのみで加入している理由。	
A15 :	主にプールを利用する人は個人であるため、町民活動保険適用外となる。また、プール施設は、死亡事故等の危険性が高いため、プール開館中の傷害保険に加入している。	
	仕様書	P. 63 別紙
Q16 :	B & G海洋センター役務費 盗難保険の対象であるカヌー等、自動車保険の対象である車が備品一覧に掲載ない理由。	
A16 :	別紙(P. 63)の自動車保険についての記載は誤りです。自動車保険等(庁車)は、行政対応となるため、備品一覧に掲載していません。	
	仕様書	P. 63 別紙
Q17 :	B & G海洋センター負担金 B & G連協関係の行事・会議等はどの範囲で出席するのか。例えば、本部(東京)は行政、県レベルは指定管理者など、どのような判断か。年間の会議等の情報を知りたい。	
A17 :	A 7回答と同様です。	

	仕様書	P. 63 別紙
Q18:	<p>① B & G 海洋センター負担金 運営開始年にセンターインストラクターの設置は必須なのか。運営当初のみ資格取得するまでの期間は行政職員での対応でよろしいか。</p> <p>② 申請日時点で有資格者を確保していなくても、指定管理者選定後に速やかに資格取得する前提にあれば参加資格はある解釈でよいか。</p>	
A18:	<p>① 運営開始年度中に有資格者（資格取得）の配置が必須となります。行政職員の対応はありません。</p> <p>② 有資格者の有無に関係なく、指定管理候補者の参加資格はあります。ただし、①のとおり、指定管理者は運営開始年度中に有資格者（資格取得）の配置が必須となります。</p>	
	仕様書	その他
Q19:	<p>全般 指定管理委託料とは別に各種補助金助成金により取得した物品・備品は管理者の所有に属してよいか。</p>	
A19:	<p>指定管理者の所有として構いません。ただし、取得詳細の提示をし、施設備品等の区分をしてください。</p>	
	仕様書	その他
Q20:	<p>① 全般 過去5年間の各施設の利用状況、利用料を知りたい。</p> <p>② 現直営時による過去3年間の施設ごとの使用料収入実績の情報提供。</p>	
A20:	<p>①②別紙維持管理状況にて確認をしてください。</p>	
	仕様書	その他
Q21:	<p>全般 現在、利用者が少ないB & Gグラウンドや弓道場に関し、今後、改修・整備の予定はあるか。</p>	
A21:	<p>施設の利活用について、検討しています。</p>	
	募集要領	保健センター跡の管理運営の取扱いについて
Q22:	<p>保健センター跡は町民等への供用はないことから、職員の常用的な配置は必要なく、町が使用する場合のみ開館とし、指定管理者は建物の維持管理（日常及び定期清掃、各法定点検、水道光熱を契約のうえ、常時使用できる状態を維持）を行う解釈でよいか。</p>	
A22:	<p>保健センター跡は、社会体育施設等の指定管理の拠点、指定管理者の事務所等と考えます。職員の常用配置、施設の維持管理を行うことです。</p>	
	仕様書	経費等
Q23:	<p>現直営時の施設ごとに直近3年間の以下に示す支出実績の情報提供。 （人件費・事務費・事業費、旅費、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕費、役務費、委託料、賃借料、負担金）</p>	
A23:	<p>別紙維持管理状況にて確認をしてください。</p>	
	仕様書	施設管理に関する業務
Q24:	<p>人員の配置等について、現直営時の施設ごとの人員配置実績を教示ください。</p>	
A24:	<p>農村広場（農就センター）：管理人2交代制（2名）、グラウンド整備・除草業務（1名） B&G海洋センター：管理人2交代制（2名）、所長（教育課長）、有資格者（行政職員） ふれあい広場：管理人2交代制（2名） 保健センター跡：行政職員12名 ※令和6年度からは、指定管理拠点及び事務所</p>	